

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であり、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給資格期間を満たした者であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの事実上の妻であるとして、厚年法の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは認められず、また生計維持関係も認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給資格期間を満たす者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者

で、年額850万円以上の収入又は年額65万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。)

2 厚年法第3条第2項により、上記1の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。

3 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、及び亡Aの死亡時点において、亡Aと婚姻している妻はいないこと、以上の事実が認められ、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1) 亡Aと請求人は、平成〇年〇月〇日に婚姻し、長男B(平成〇年〇月〇日生。以下「B」という。)、長女C(平成〇年〇月〇日生。以下「C」という。))及び二女D(平成〇年〇月〇日生。以下「D」という。)の3子をもうけたが、同〇年〇月〇日に離婚した。

(2) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇〇-〇a病院において、膵尾部癌で死亡した。

(3) 死亡時点における亡Aの登録住所地は、〇〇市〇〇町〇-〇であり、同所には、平成〇年〇月〇日に転居(同日届出)し、世帯主Eの子として住民登録した。

(4) 亡Aが死亡した時点における請求人の登録住所地は、同市〇町〇-〇-

〇一〇号であり、同所には同県〇〇郡〇〇町〇第〇号〇一〇から平成〇年〇月〇日に転入した。同所において、請求人は世帯主として住民登録し、B、C及びDと同居している。

(5) 本件裁定請求時、請求人が提出した「生計同一関係に関する申立書」によれば、①別世帯になっていた理由として、亡Aは、平成〇年〇月〇日から〇月〇日まで中国出張し、帰国後、おなかの調子が悪いとa病院を受診、同年〇月〇日から入院となり、同年〇月〇日に死亡した旨、同年〇月〇日、亡A不在のところ、亡Aの妹（以下「義妹」という。）から、離婚を突きつけられ、〇月〇日に離婚となった旨、及び〇月〇日に義妹が亡Aの住民票を異動した旨記載され、②経済的援助については、「あり」とされ、〇月〇日には〇月分の家賃、〇月〇日までは亡A、請求人及び娘の車のローン、〇月〇日にはガス料金等が亡Aの預金通帳（注：義妹に取り上げられた。）から引き落とされている旨記載され、③定期的な音信・訪問については、もともと亡Aと請求人は会話が少なかったが、中国出張や病院へ通院することの会話はしていた、亡A入院時は、義妹に話しかけられるのが嫌なことで、〇月〇日に離婚の話が出たため、見舞いに行こうと思ったが、子どもからあまり話ができないことを聞いて行く気が遠のいた旨記載されている。

(6) 離婚前後から死亡日までの生計維持に関する、保険者からの照会に対して、請求人は、①亡Aの給与の使い道と管理については、義妹に亡Aの預金通帳（給与が振り込まれる）を取られるまでは、請求人が通帳、キャッシュカード、印鑑を預かり、使い道も任されていた、〇月〇日振込給与は、…当面（〇月〇日まで）の生活費として、現金〇万円を引き出し、離婚後も引き出した金額で家族全員が生活していた旨、②亡Aからの経済的援助について

は、公共料金（〇月〇日：〇月分電気代、〇月〇日：ガス代、新聞代、ケーブルTV等）が亡Aの預金通帳から引き落とされ、これら公共料金の名義変更をし、請求人が支払うことになったのは〇月〇日以降である旨、③離婚後も亡Aを住民票の世帯主としていたのは、生前亡Aは、下の子が成人するまでは死ぬことや離婚はできないと言っていたので、請求人は、一旦離婚しても亡Aが退院した後は、家族と一緒に入院前の生活に戻ることを思い、内縁の妻でも頑張ろうと考えていたからである旨、記載している（なお、この点についての保険者の照会は、前提を誤っている。）

(7) 請求人が離婚分割に際し、添付したとされる平成〇年〇月〇日付申立書によれば、請求人は、義妹から離婚届の提出を強要され、亡Aも記載したと思われる離婚届に署名捺印させられ、証拠書類として保管するとのことから、同届出の写しも取られ、明日中（注：平成〇年〇月〇日中）に届け出るよう指示された旨、持参した亡Aの預金通帳等も離婚したのだからと取り上げられ、合意書（注：後記(8)の合意書をいう。）への署名捺印も指示された旨、請求人は、入院中である亡Aの立ち会いもなく離婚を強要され、気が動転し、〇月〇日に署名捺印させられた離婚届を市役所に提出し、旧姓のFに復氏した旨、〇〇年金事務所に数回相談し、3号離婚分割及び遺族年金の請求手続の両方の請求ができる場合のことを考え、死亡後1ヶ月以内の手続が必要な3号離婚分割の標準報酬改定請求を提出するが、遺族年金との兼ね合いから、3号離婚分割の標準報酬月額改定請求は、受付後返戻を求める旨、記載している。

(8) 亡A及び請求人は、協議離婚するに当たり、平成〇年〇月〇日付で、亡Aを甲、請求人を乙として合意書（以下「合意書」という。）を作成し、署

名捺印している。その内容は、要旨、①C及びDの親権者をいずれも乙と定め、乙において養育監護する、②上記未成年者の養育料は、Cについては支払わない、Dについては離婚成立の月から高校を卒業するまで、甲は乙に対し月〇万円を支払う、Dの自動車学校に係る費用は領収書を確認の上支払う、③甲及び乙は、離婚に当たり、慰謝料・財産分与その他名目の如何を問わず、何らの金銭的要求はお互いに一切しないことを誓約する、というものである。

(9) 平成〇年〇月〇日付で、〇〇市長は亡Aに対し、①受理年月日：平成〇年〇月〇日、②届出の種類：協議離婚、③窓口に来られた方：G、④届出事件の本人の氏名：A、G、とする戸籍届出を受理した旨のお知らせを送付した。

2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡A死亡当時、亡Aと事実婚関係にある者に該当するかどうかについて検討するに、上記認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要である。また、認定基準によれば、本件の場合、事実婚関係及び生計同一関係が認められるためには、亡A死亡当時、請求人の住民票上の住所が亡Aと異なっているため、請求人が以下の要件のいずれかに該当する必要がある。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしているとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民

票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

本件の場合、請求人は、上記1の(8)のとおり、亡Aと協議離婚に当たっての合意書を作成し、署名捺印したうえ、上記1の(9)のとおり、請求人自ら、平成〇年〇月〇日付、協議離婚する旨の戸籍届出をし、3号離婚分割の標準報酬改定請求書を年金事務所に提出しているところ、請求人は、亡Aと一旦離婚しても、同人が退院した後は、家族と一緒に入院前の生活に戻ることを思い、内縁の妻でも頑張ろうと考えた旨主張するのであるが、実際、離婚後両人の同居はなく、合意書によれば、両人は、離婚に当たり、慰謝料・財産分与その他名目の如何を問わず、何らの金銭的要求はお互いに一切しないことを誓約しており、請求人は、亡A入院時は、義妹に話しかけられるのが嫌なこと、〇月〇日に離婚の話が出たため、亡Aを見舞いに行こうと思ったが、子どもからあまり話ができないことを聞いて行く気が遠のいたことなどを述べており、離婚後も亡Aとの間に、経済的援助及び音信・訪問があったということは確認できないといわざるをえない。

これに対し、請求人は、「再審査請求の趣旨及び理由」の書面の中で、離婚等の話を持ち出して、亡Aにストレスを与えることを差し控えたため音信訪問はできなかった、義妹に言われて離婚届を出した旨主張するのであるが、協議離婚の合意書に署名捺印し、請求人自ら、平成〇年〇月〇日、協議離婚する旨の戸籍届出を提出した事実は重く、請求人の主張をにわかに採用することはできない。

これらからみると、請求人と亡Aが事実上の夫婦として、上記要件のAという

「現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つ」にしていると認めることはできず、次に、上記要件イに該当するかについて検討すると、請求人と亡Aの住民票が異なっているのは、両人は離婚したのであり、単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情によるものではなく、また、上記で見たように、両人の間に、経済的援助及び音信・訪問があり、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認めることができるとはいいがたいから、本件は、上記要件イにも該当するとはいえない。

これらを総合すると、両人の間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在した、あるいは夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があったと認めることはできない。

- 3 そうすると、亡Aと請求人との関係をもって、いわゆる内縁関係とみることはできないのであって、請求人が亡Aと婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者に当たるとはいえず、また、請求人が亡Aによって生計を維持した者に当たるとはいえないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。